

一般社団法人十勝地区サッカー協会懲罰に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人十勝地区サッカー協会（以下「本協会」という。）定款細則第23条の規定に基づき、本協会に対して不利益又は名誉を損なった個人あるいは団体に対して懲罰することに関し、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 十勝地区サッカー協会役員及び十勝管内において行われる公式競技会における、チーム役員（加盟登録団体の責任者及び監督、コーチ、主務）選手に対しての不祥事に対して適用される。

(違反行為)

- (1) アマチュア規定違反行為
- (2) 倫理的違反行為
- (3) 組織、運営に関する違反行為
- (4) 登録、移籍等に関する違反
- (5) 大会運営中に関する違反行為
- (6) 試合中の違反行為。ただし、審判の決定により警告、退場の処分を受けた者
- (7) その他、提訴・検討・調査等によって発覚した違反行為

(懲罰基準)

第3条 当協会は、十勝管内において行われる公式競技会においてチーム役員・選手への懲罰は別紙のとおり定める。

2 違反行為者には、違反の内容により厳重注意、譴責、特定数の試合の出場停止や特定期間の出場停止、あらゆる公的職務の一時的もしくは永久停止等の罰則が適用される。

但し、その後の状況に応じて罰則の軽減をすることができる。

3 この基準にない事項が発生した場合は、(財)北海道サッカー協会、(財)日本サッカー協会基本規程第12章「懲罰」の規定を準用する。

(懲罰の審査及び決定)

第4条 懲罰の審査及び懲罰案の決定は、本協会規律・フェアプレー委員会が行うものとする。

2 理事会は、本協会規律・フェアプレー委員会の懲罰案を十分尊重し、かつ、本協会全体の利益を考慮した上、懲罰の決定を行うものとする。

(規程の改正)

第4条 本規程の改廃は、理事会の議決を経て、これを行う。

附 則

1 この規程は平成22年4月1日より施行する。